



中小企業お役立ち情報

～ 大阪産業局から、中小企業の皆様に成長と発展に役立つ情報をお届けいたします ～

2020.
5月号

[No. 7]

新型コロナウイルス感染症関連施策

休業要請支援金(府・市町村共同支援金)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えするための「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」が支給されます。

支給額	<p>中小企業 100万円 (府と市町村で1/2ずつ負担) 個人事業主 50万円 (府と市町村で1/2ずつ負担)</p> <p>※支援金の支給は1事業者につき1度となります</p>
対象要件	<p>令和2年3月31日以前に開業し、営業実態のある中小企業・個人事業主で、下記の(1)から(3)までの3つの要件をすべて満たすことが必要です</p> <p>(1) 大阪府内に主たる事業所を有していること 中小企業 : 本社(登記上の本店)が大阪府内にあること 個人事業主 : 事業所が大阪府内にあること</p> <p>(2) 大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること (食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間へと短縮するなどの協力を行った場合のみ)</p> <p>(3) 令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること</p>
申請期間	令和2年4月27日(月)から令和2年5月31日(日)まで(当日消印有効)

申請方法

- ① 休業要請支援金(府・市町村共同支援金)ホームページ内のWeb受付ページで申請者情報等を入力
- ② 受付番号の通知(受付番号の保管)
- ③ 申請書のダウンロード(申請書類の入手と作成)
- ④ 申請書類の提出(レターパックライト(青色)による郵送)

詳細は で検索

<問合せ先> 休業要請支援金相談コールセンター ☎ 06-6210-9525

持続化給付金〔経済産業省〕

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

支給額	法人 200万円 個人事業者 100万円 ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限となります 給付額の計算方法 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%の月(*)の売上 × 12ヶ月)
対象要件	(1) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月が存在すること ※2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択し、給付額を算出(*) (2) 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること (3) 法人の場合は、 ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満 ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2000人以下であること のいずれかを満たす法人であること ※ 2019年に創業した方や月当たりの事業収入の変動が大きい場合などについて、特例があります。 詳細は、申請要領等をご確認ください。
申請期間	令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

申請方法

持続化給付金ホームページへアクセス

持続化給付金

検索

<問合せ先> 持続化給付金コールセンター ☎ 0120-115-570

◆ 大阪府よろず支援拠点では、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しています。相談のお申込みは TEL:06-4708-7045 まで
大阪府よろず支援拠点のHPからも相談のお申込がいただけます

<< 情報提供者 >>

